

令和5年度 割賦販売法・自主ルール研修「コンプライアンス研修」

割賦販売法と 令和4年度立入検査実績・主な指摘事項等について

令和5年10月
経済産業省
商務・サービスグループ
商取引監督課

目次

I 割賦販売法

II 最近の政策課題とその対応

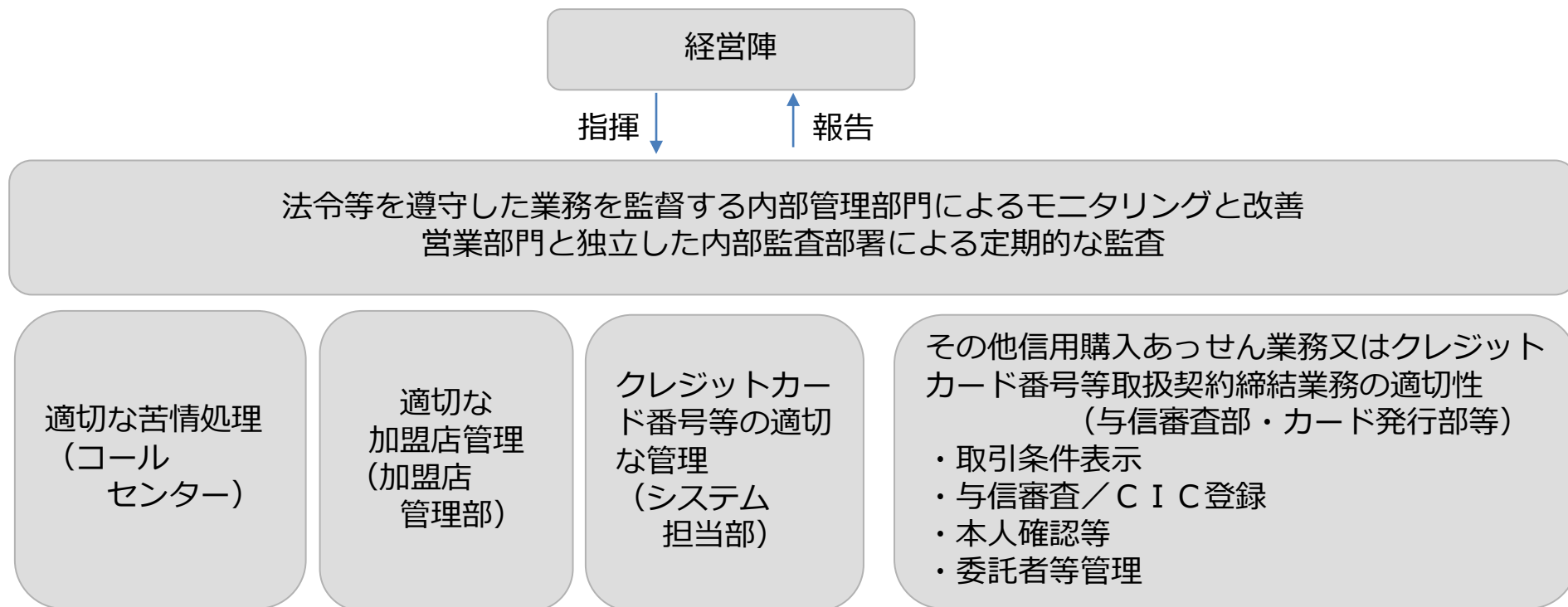
III 令和5年度検査基本方針・検査基本計画

IV 立入検査実績（後払分野）

I 割賦販売法

1. 事業者における業務の適切な運営・法令遵守のための体制の整備

- 信用購入あっせん業者等は、購入者等からの信頼及びクレジット市場の健全性を確保する観点から、**経営陣の指揮**の下、
 - **信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制**
(第33条の2第1項第11号、第35条の2の31第10号、第35条の3の26第1項第9号)
 - **クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び加盟店調査の適確な実施を確保するために必要な体制** (第35条の17の5第1項第8号)
の整備、維持が重要。



コンプライアンス体制の整備

第2章 信用購入あっせん業者等に対する監督

Ⅱ-2-1 基本事項、法令等遵守（コンプライアンス）体制等【信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

Ⅱ-2-1-1 基本的体制整備、社内教育等

信用購入あっせん業者等は、購入者等からの信頼及びクレジット市場の健全性を確保する観点から、割販法第33条の2第1項第11号及び第35条の3の26第1項第9号に規定する信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制並びに同法第35条の17の5第1項第8号に規定するクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び加盟店調査の適確な実施を確保するために必要な体制を確立する必要がある。具体的には、割販法等に規定する各種規定の適正な履行等が可能な社内体制を整備することである。

また、信用購入あっせん業者等は、適正な業務の運営を確保する観点から、法令に定める登録要件を維持しなければならない。

信用購入あっせん業者等は以下の点に留意し、コンプライアンス体制を整備しなければならない。

- （1）法令等に定める各種行為規制の履行が確保される内容の社内規則等（具体的な業務の執行方法等を定めたマニュアル等を含む。以下同じ。）を定めていること。また、社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、必要性がある場合には見直しを行っていること。また、実効性の観点から、社内規則等に法令等遵守に関して違反があった場合の制裁等が定められていること。
- （2）法令等遵守を監督する部署及び責任者を明確に定め、定期的なモニタリングを実施し、問題が認められる場合には改善策を策定し、実施していること。また、重大な問題がある場合には、経営陣への報告等が行われていること。
- （3）役職員に法令等の遵守に関する研修を定期的な受講させる等社内教育の体制を整備し、実践していること。認定割賦販売協会会員については、役職員を同協会が主催する研修又は同等の内容の研修に定期的に参加させていること。また、認定割賦販売協会非会員についても同等の内容の研修に参加させる体制になっているかという点に留意しなければならない。

Ⅱ－２－２ 業務の適切性

Ⅱ－２－２－１ 過剰与信防止義務【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－１－１ 支払可能見込額調査【信用購入あっせん業者（認定及び登録少額を除く）対象項目】

Ⅱ－２－２－１－２ 利用者支払可能見込額の算定【認定及び登録少額業者対象項目】

Ⅱ－２－２－１－３ 信用購入あっせんの手数料【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－２ 公正かつ適切な取引の確保【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－２－１ 取引条件の表示等における情報の提供【包括信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－２－２ 特定取引に係る書面の交付【個別信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－２－３ 加盟店管理【個別信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－２－４ 苦情処理等【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－３ 適切な情報管理【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－３－１ 情報の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－３－２ 特定信用情報の提供等【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－４ その他【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－４－１ 委託先の管理【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－４－２ 債権管理、契約の解除の制限等【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－４－３ 犯収法等に係る事項【包括信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－４－４ その他【信用購入あっせん業者対象項目】

Ⅱ－２－２－５ クレジットカード番号等の適切な管理等

Ⅱ－２－２－５－１ クレジットカード番号等の適切な管理【クレジットカード番号等取扱業者対象項目】

Ⅱ－２－２－５－２ 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

Ⅱ－２－２－５－３ 委託先の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

Ⅱ－２－２－５－４ クレジットカード番号等の管理【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】

Ⅱ－２－２－５－５ 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等

行政処分の基準（重大性又は悪質性の有無等の観点について）

Ⅱ－３－２－１－２ 行政処分の基準

経済産業省本省及び主管局担当課は、事情聴取、報告徴収及び検査等の監督手段を用い情報収集をし、当該情報を分析し、業務改善等の必要性を検討した結果、法令違反行為を確認し、業務の改善等を求める必要がある場合には、行政処分を講ずることとし、その判断に当たっては、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」及び割賦販売法に基づく主管局長の処分に係る審査基準等について（以下「審査基準」と総称する。）に規定する以下（Ⅱ－３－２－１－３、Ⅱ－３－２－１－４及びⅡ－３－２－１－５）の基準に従うものとする。その際、「重大性又は悪質性の有無等の観点」とは、主に以下の（１）から（３）に掲げる事項のことを意味するものとする。

（１）当該行為の重大性・悪質性

- ① **購入者等被害の程度**：広範囲にわたって多数の購入者等が被害を受けた又は受ける可能性があるか。また、個々の事案における被害が深刻なものであるか。
- ② **行為自体の悪質性**：例えば、特定取引に係る加盟店の悪質な勧誘行為について、契約者から多数の苦情が寄せられているにもかかわらず、苦情の原因究明等を行わない上、当該加盟店から持ち込まれるクレジット契約を引き続き締結するなどの行為が見られるか。
- ③ **故意性の有無**：当該行為が故意に行われたのか、過失によるものか。
- ④ **組織性の有無**：当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは担当管理職又は管理部門も関わっていたのか。さらに、経営陣の関与があったのか。
- ⑤ **隠蔽の有無**：問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。
- ⑥ **当該行為が行われた期間や反復性**：
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものであったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

（２）当該行為の背景となった経営管理体制及び業務運営体制の適切性

- ① **代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。**
- ② **内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。**
- ③ **コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か。また適切に機能しているか。**
- ④ **職員の法令等遵守に関する認識は十分か。また、社内教育が十分なされているか。**

（３）**軽減事由** 上記（１）及び（２）の他に、行政による対応に先行して、自主的に当該行為を経済産業省本省又は主管局に申し出ている、当該事業者自身が自主的に購入者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった処分内容の軽減あるいは猶予を考慮すべき事由があるか。

1. 事業者における業務の適切な運営・法令遵守のための体制の整備

- 個別信用購入あっせん業者 1 社に対して、**信用情報の安全管理のための措置の適確な実施や、適確な与信審査の実施を確保するための体制見直し**等を内容とした業務改善命令を発出。

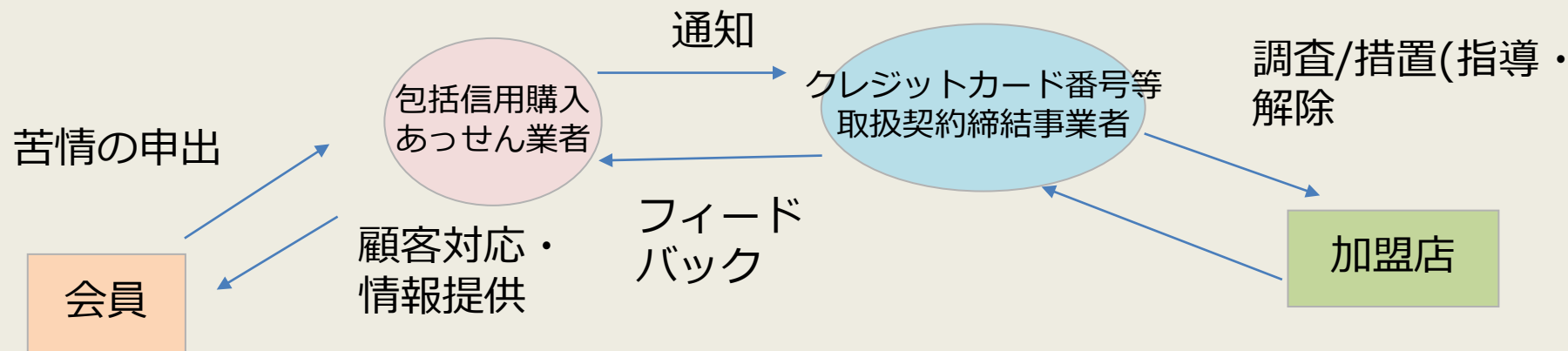
事業者名	処分理由
イオンプロダクト ファイナンス株式 会社に対する改善 命令（令和4年4 月15日）	<p>(1) 令和3年3月末に与信制度を変更したことにより、同社の事業部及び支店の従業者が与信業務に従事することがなくなったにもかかわらず、個人信用情報が保存された2つのシステムについて、一方についてはアクセス権限を見直しIDの剥奪を行った令和3年10月18日までの間、もう一方についてはマスキングによる非表示化を行った令和4年2月1日までの間、事業部及び支店の従業者が個人信用情報を含む情報を閲覧できる状況であった。また、同社が令和3年9月27日に実施した社内の監査報告会において個人信用情報へのアクセス権限の範囲について問題提起されるまで、当該権限の妥当性について、定期的又は必要に応じた見直しを行っていなかった。（省令第89条及び第90条違反）</p> <p>(2) 社内規則において、審査部が個人信用情報の照会ログのモニタリングを毎月1回実施し、検証結果をコンプライアンス部、監査部等の関係部署に遅滞なく報告することを定めていたが、これを実施していなかった。（省令第89条及び第90条違反）</p> <p>(3) 省令第45条第3項第3号に規定する「日常生活において必要とされるもの」については、その購入者等の年収や当該商品等の性質、分量等を総合的に勘案した上で、社会通念に従って個別・具体的に判断されるものと解されるどころ、同社の社内規則は個別・具体的な判断を実施するものにはなっておらず、実施する体制になっていなかった。（省令第101条第1項第1号、第3号違反）</p> <p>(4) 審査部が否決・保留とした案件について、事業部又は支店が再度与信審査の実施を申請する再審査申請制度に関し、再審査時の与信審査の審査項目、与信判断の基準、契約締結の条件等を具体的な運用基準として定めて実施していなかった。また、これらの制度廃止後も、保留案件の再度の与信審査は継続しているところ、これについても与信判断の基準等の具体的な運用基準を定めていることが確認できない。（省令第101条第1項第4号違反）</p> <p>(5) 上記（1）～（4）の法令違反、体制整備の不備が長期に亘り継続していたことから、実効性ある内部管理部門によるモニタリング及び内部監査部署による監査が行われ、それらを踏まえた改善策の策定及び実施が行われていたとは認められない。（省令第101条第1項第4号違反）</p>

2. クレジット取引の適正化に向けた対応（苦情対応・連携）

クレジットカード取引による消費者トラブルの発生防止や消費者対応の実施のためには、個社ごとの対応だけでなく、関係プレイヤーの連携が必要、

- 包括信用購入あっせん業者の苦情受付・対応
- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査
- 包括信用購入あっせん業者とクレジットカード番号等取扱契約締結事業者による苦情連携の体制整備、適確な実施が求められる。

苦情の連携と顧客対応



※カード利用者の苦情対応、加盟店の健全性の維持のためには、関係事業者の連携の的確な実施が必要

2. クレジット取引の適正化に向けた対応（加盟店調査・措置）

- クレジットカード加盟店の不適正な勧誘、取引に対する**加盟店調査、指導・契約解除が適切に実施されず、継続的に消費者トラブルが発生**していた事案が立入検査で複数確認されている。
- 令和2年以降、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して、業務改善命令や登録取消を発動。

事業者名	処分理由
株式会社 S. P. A に対する登録取消（令和3年6月30日） ※改善命令（令和2年12月18日）	以下のとおり、改善命令事項を適確に実施しておらず、改善命令に違反。 (1)加盟店調査（法第35条の17の8第3項に基づく省令第133条の8第2号違反） 加盟店による購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情について、当該行為の内容や、当該行為を防止するために必要な体制、当該加盟店の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に関する事項の調査を行うこととの命令に対して、当該調査を適確に実施していなかった。 加盟店調査を行っていない理由の検証・分析、十分な再発防止策を講ずることとの命令に対して、講じていなかった。 (2)加盟店への措置（法第35条の17の8第4項に基づく省令第133条の9第1号違反） 加盟店調査の結果、省令第132条第5号の基準に適合しない加盟店に対して、加盟店への指導及びクレジット番号等取扱契約の解除を行うこととの命令に対して、「詐欺的商法」、「不実告知」、「断定的判断の提供」等に関する苦情が発生していたことを認知していたにもかかわらず、加盟店への指導及びクレジット番号等取扱契約の解除を適切に実施していなかった。 加盟店指導等を行っていない理由の検証・分析、十分な再発防止策を講ずることとの命令に対して、講じていなかった。
株式会社デジカジャパンに対する登録取消（令和5年3月30日） ※改善命令（令和4年3月30日）	以下のとおり、改善命令事項を適確に実施しておらず、改善命令に違反。 (1)苦情の類型化の基準に則して、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録以降、利用者等から申出を受けた苦情について、苦情の類型化を速やかに行うこととの命令に対して、適確に実施していなかった。 (2)加盟店による購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情について、当該行為の内容や、当該行為を防止するために必要な体制、当該加盟店の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に関する事項の調査を行うこととの命令に対して、当該調査を適確に実施していなかった。 (3)クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録以降申出を受けた苦情のうち、加盟店が行ったクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報を、日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換制度に速やかに報告することとの命令に対して、適切に実施していなかった。

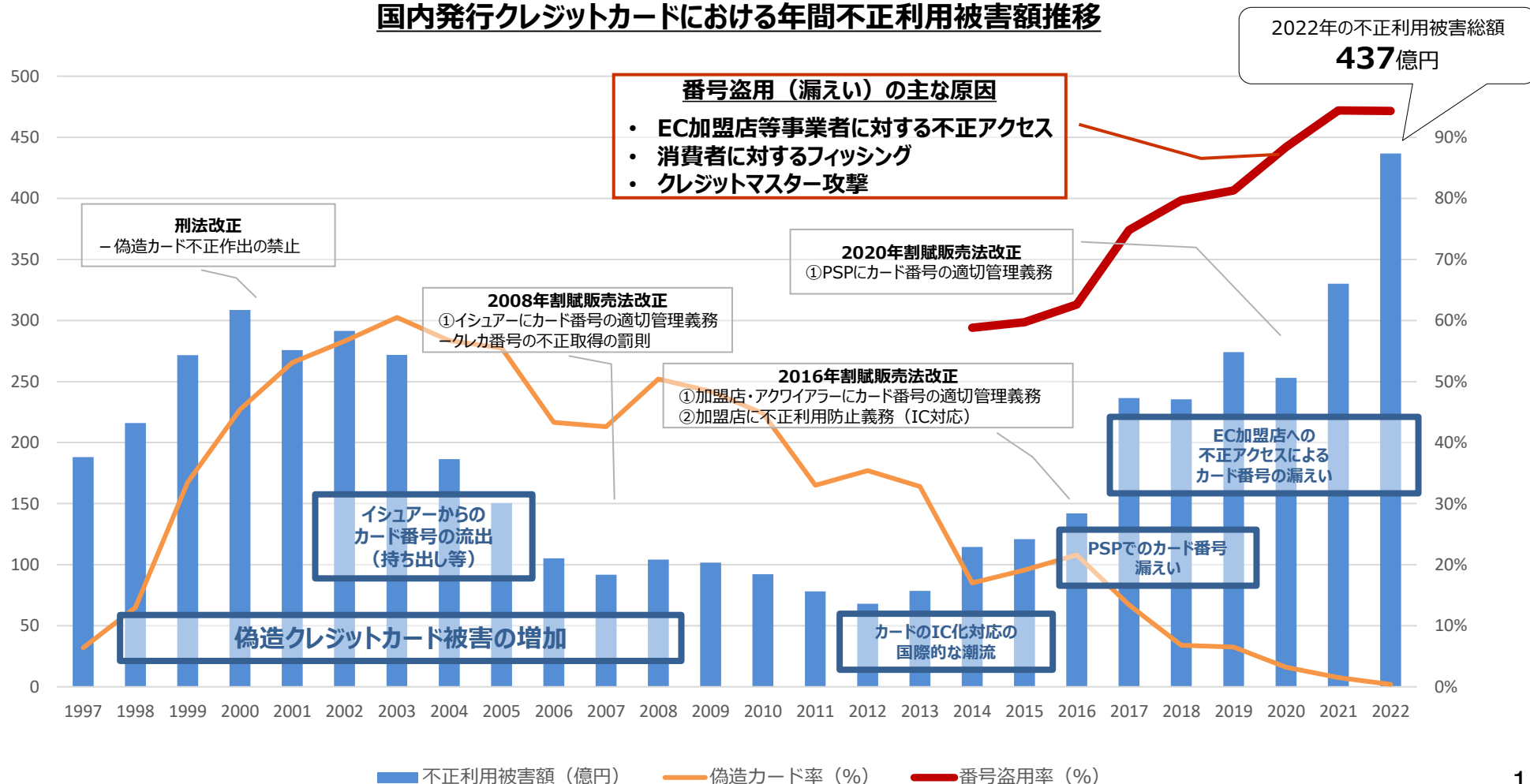
2. クレジット取引の適正化に向けた対応（加盟店調査・措置）

事業者名	処分理由
オーバークーズ株式会社に対する改善命令（令和5年9月5日）	<p>(1) 加盟店調査義務違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 同社の役職員が加盟店契約の締結に先立って実施する調査義務を認知しておらず、当該調査を実施していなかった。(法第35条の17の8第1項に規定する調査義務違反)・ 同社の役職員は加盟店契約を締結している加盟店に対する定期的な調査義務を認知しておらず、当該調査を実施していなかった。(法第35条の17の8第3項に規定する定期的な調査義務違反)・ 同社の役職員は加盟店契約を締結している加盟店に対する苦情を受け付けた際実施する調査義務を認識しておらず、苦情を申し立てた消費者に対して返金を行うのみで、当該調査を実施していなかった。(法第35条の17の8第3項に基づく調査義務違反) <p>(2) クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するための体制の不備(法第35条の17の5第1項第8号該当。省令第133条の3違反)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 同社は社内規程「加盟店契約に係る調査に関する規程」及び同細則に、苦情が発生した加盟店に対する指導、契約解除等の措置の規定があるにもかかわらず、別の実施要件を設定し、運用を行っていたことから、クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務の適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていなかった。・ 同社において、内部管理部門は、加盟店契約に係る調査その他基本規程に定める業務を行う部署に対して、2ヶ月に1回のモニタリング及び年3回の検査を行動計画に定める時期に実施し、その結果を経営陣に報告することと定めていたが、これを実施していなかった。その後モニタリングを実施したが、モニタリングを行うべき部署が実施していなかった。・ 教育研修計画が作成されていない期間もあり、また、役員は社内規則に定められた研修を受講していなかった。・ 初期調査、定期調査及び随時調査の調査事項、調査時期等を社内規則に定めていたにもかかわらず、当該規定に従った初期調査を行っていなかった。また、関係部署への苦情の連携及び代表者に対する重要案件の報告を行っていなかった。・ 社内規則で定められた認定個人情報保護団体が行う教育・研修を社員に受講させていなかった。

3. クレジットカード番号の適切な管理：不正利用被害の急増

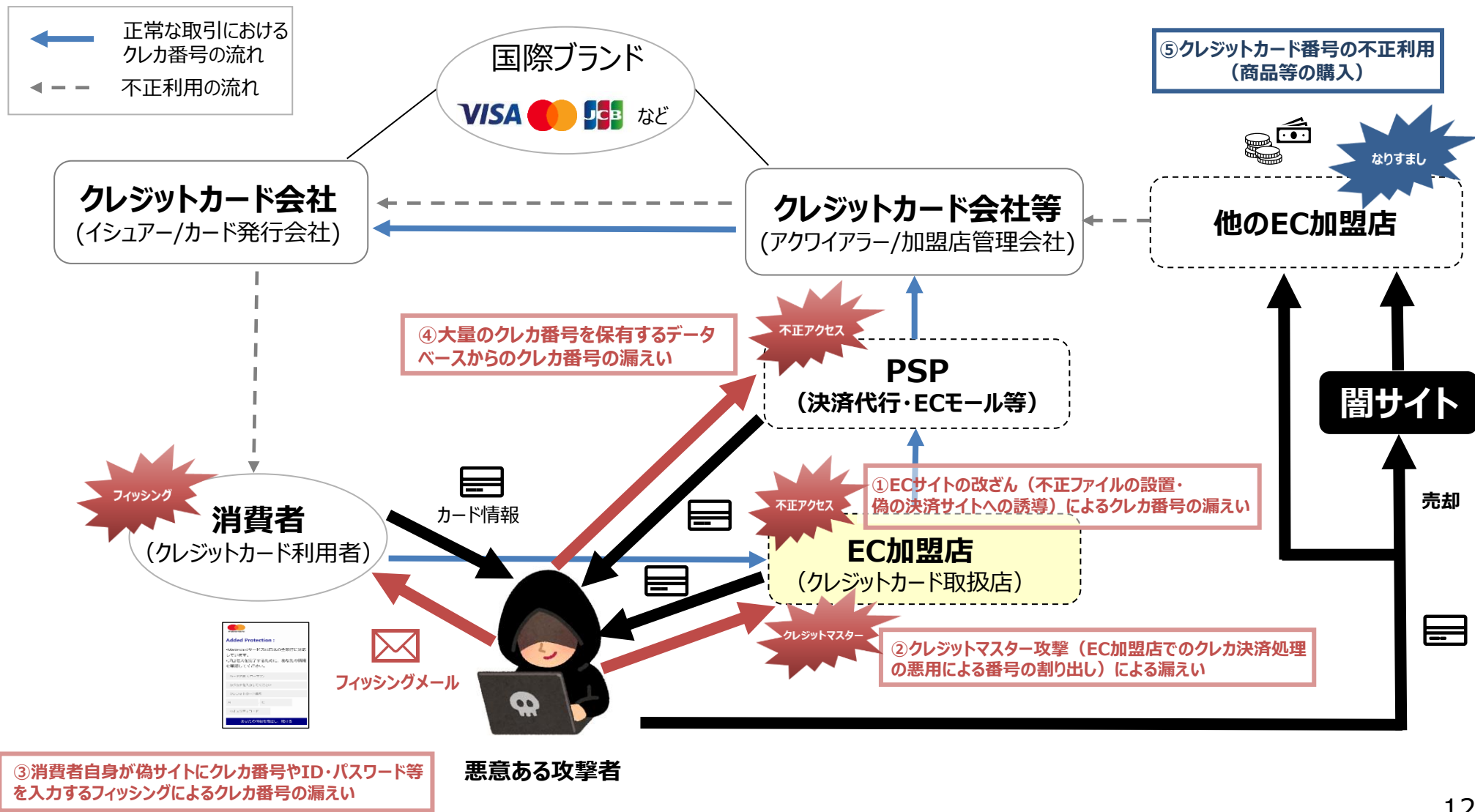
- クレジットカード決済が拡大する一方、不正利用対策が常に課題。偽造カード等への対応は措置。
- 昨今、不正アクセスやフィッシング等のサイバー攻撃により窃取されたクレジットカード番号の不正利用により、2022年のクレジットカードの不正利用被害額も過去最大。オンライン決済のセキュリティ対策（番号漏えい防止対策、不正利用防止対策）が課題。

国内発行クレジットカードにおける年間不正利用被害額推移



3. クレジットカード番号の適切な管理：サイバーセキュリティのリスク

- オンライン決済では、セキュリティ対策が不十分なEC加盟店やPSPがサイバー攻撃で狙われているほか、フィッシング技術の巧妙化で消費者もフィッシングメールを見分けることが困難となってきている。



(参考) クレカ番号の漏えい事案

① EC加盟店への不正アクセスによるECサイトの改ざん (不正ファイルの設置・偽の決済サイトへの誘導)

■ MACHATT ONLINE STORE (アパレルECサイト) への不正アクセスによるECサイトの改ざん事案 (2021~2022年)

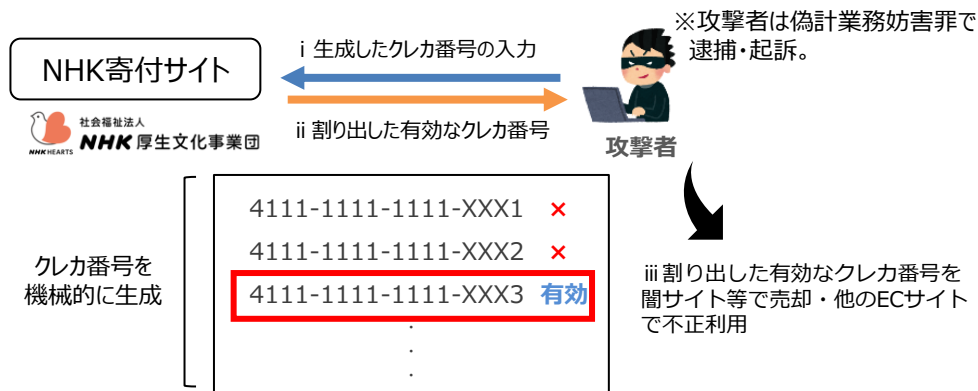
アパレルECサイトの脆弱性を悪用した不正アクセスにより、クレカ番号を入力するECサイトの決済画面が改ざんされ、注文ボタンを押すと利用者がECサイトに入力したクレカ番号が漏えい。 ※漏えい件数：16,093件



② クレジットマスター攻撃 (EC加盟店でのクレカ決済処理の悪用による番号の割り出し)

■ NHK寄付サイトへのクレジットカード攻撃事案 (2021年)

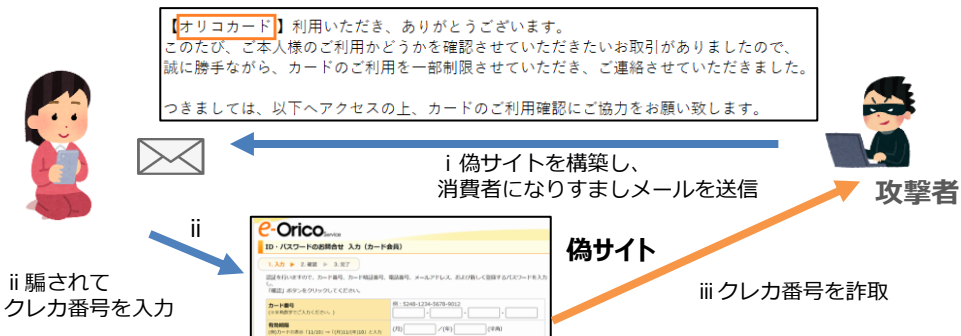
クレカ納付を受け付けているNHK厚生文化事業団の寄付サイトに、機械的に自動生成されたクレカ番号を自動入力するプログラムを用いて、クレカ番号を3万回以上入力し、有効なクレカ番号を割り出し。



③ フィッシング (消費者自身が偽サイトにクレカ番号やID・パスワード等を入力)

■ オリентコーポレーション (イシューア) を装ったフィッシング事案 (2022年)

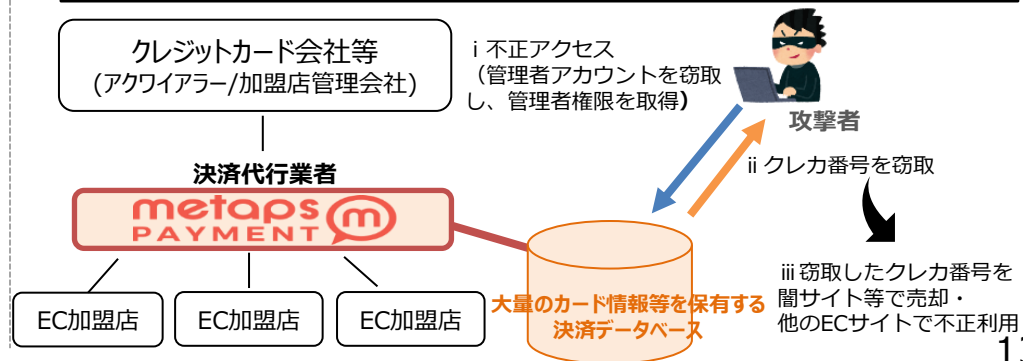
攻撃者がイシューアを騙った電子メール等を消費者に送信して偽サイトに誘導し、消費者に偽サイト上でクレカ番号等を入力させ、漏えい。
(参考) フィッシング報告件数 (2022年) : 約75万件 (2019年比約13倍)



④ PSPのデータベースへの不正アクセス

■ メタップスペイメント (決済代行業者) への不正アクセス事案 (2021~2022年)

大量のクレジットカード情報を保有する決済代行業者のデータベース※が外部から不正アクセスされ、クレカ番号が漏えい。 ※保有件数：約240万件



3. クレジットカード番号の適切な管理（クレジットカード番号等取扱業者に対する監督）

- 決済サービスやその提供主体の多様化により、クレジットカード番号の情報漏えいリスクに対する懸念が高まっており、割賦販売法の令和2年改正により、クレジットカード番号等の適切管理の義務主体を決済代行業者等へ拡充。
- 決済代行業者（法第35条の16第1項第4号及び第7号に該当）が不正アクセスを受け、データベースからクレジットカード番号が漏えいがした事案が発生。クレジットカード番号等の適切な管理のための措置が適切に実施されていなかったことが確認されたことから、改善命令を发出。

事業者名	処分理由
株式会社 メタップ スパイメ ントに対 する改善 命令（令 和4年6 月30日）	<p>①コンビニ決済に係る契約を締結していた加盟店にサービスを提供するために開発、運用していたアプリケーションをクレジットカード決済内に移設した事実をPCIDSS監査機関に伝えず当該アプリケーションが非対象とされたままPCIDSS監査を受けていたことや、PCIDSSで求められているWEBアプリケーションの脆弱性診断で「High」「Medium」レベルの脆弱性が複数検出されていたにもかかわらず、当該脆弱性診断の報告書ではこれらの脆弱性をなかったものに改ざんし、平成30年から同社が法第35条の16第1項第4号及び第7号に規定する事業者該当することとなった令和3年のPCIDSS監査に際し、改ざんした報告書を監査機関に提示又は提出していたことなどから、クレジットカード決済システムが適確にPCIDSSを準拠するための措置を講じていなかった。なお、今般のクレジットカード番号等の漏えい事故は、当該加盟店向けアプリの脆弱性を原因としたSQLインジェクション攻撃及びバックドア設置が一因となっている。</p> <p>加えて、クレジットカード決済システムにおける不正アクセスの検知や防御対策の不備があったほか、データベースが適切に分離されていない、自社のシステムのアプリケーションやネットワークの脆弱性診断を適切に実施せず、また検出された脆弱性に適切に対応しないなど基本的なセキュリティ対策が実施されておらず、クレジットカード番号等が十分に保護されるよう適切に管理されていなかった。</p> <p>（法第35条の16第1項違反 ※省令第132条第1号及び第4号に定める基準に従ったクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じていたとは認められない。）</p> <p>②クレジットカード決済システムのうち、少なくとも「会費ペイ」に係るシステムについては、令和4年5月までPCIDSSに準拠しておらず、「イベントペイ」に係るシステムについては、PCIDSSに準拠していない。</p> <p>（法第35条の16第1項違反 ※省令第132条第1号に定める基準に従ったクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じていたとは認められない。）</p> <p>③同社の自社システムにおいては、システム担当部署で、クレジットカード決済システムの運用に関する状況について関係役職員に的確な情報共有がされず、システム運用に係る業務の遂行状況の記録がされていない状況、及び同社のクレジットカード決済システムの運用監視において、発生したアラートの全件を確認しない状況が継続していた。また、令和3年10月に加盟店向けアプリの管理画面にSQLインジェクション攻撃があったことを認知したが、速やかにフォレンジック調査等の原因究明を実施しなかった。</p> <p>（法第35条の16第1項違反 ※省令第132条第1号及び第2号に定める基準に従ったクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じていたとは認められない。）</p>

Ⅱ 最近の政策課題とその対応

成年年齢引下げへの対応（クレジット事業者への監督強化）

- 令和4年3月、経済産業省から日本クレジット協会を通じて、クレジット事業者に「**成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等について（協力依頼）**」を発出。

【要請のポイント】

若年者への適切な情報提供・説明の実施

- 手数料や使いすぎ等**想定される不利益に関する適切な注意喚起**を行う。
※特にリボ払いは仕組みや注意点について丁寧な情報提供が必要。
- 宣伝・広告等は**クレジットの利便性や特典を殊更強調せず、不利益や注意点**も示す。
※若年者への配慮に欠けた広告宣伝・勧誘活動、若年者に限定したりボ払いの広告宣伝・勧誘活動は控える。

若年者のトラブル防止に向けた取組

- 若年者がトラブルに巻き込まれやすい連鎖販売等の販売行為における**トラブル発生状況を把握・確認**するとともに、**苦情・相談に丁寧に対応**。

過剰与信防止義務等の遵守、自主的取組の継続

- 当面の間、若年者とクレジット契約を締結する際には、以下の点に留意。
 - ・ 若年者への**過剰与信防止のための自主的取組を継続**
 - ・ **高額な商品・役務**や若年者の**利用が多い役務**に係るクレジット契約締結時に**丁寧な与信審査を実施**
 - ・ 18歳、19歳の若年者の延滞率（若年者延滞率）を把握し、これが上昇しないよう**与信審査・与信管理を徹底**
- 令和5年度から当面の間、「**若年者延滞率**」の報告を求める。

消費者教育・広報の実施

- 業界団体・事業者双方で**消費者教育・広報を引き続き実施**。

【監督・検査の強化】

- 令和4年度以降の立入検査・監督では、**以下の点を重点的に確認**。

包括信用購入あっせん業者	個別信用購入あっせん業者	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
✓ 若年者に対する与信審査・与信管理 ✓ 若年者への苦情対応の状況	✓ 若年者に対する与信審査・与信管理 ✓ 若年者への苦情対応の状況 ✓ 加盟店調査・加盟店指導等の措置の実施状況	✓ 加盟店調査・加盟店指導等の措置の実施状況

- **法令に基づく適切な業務遂行がなされていないことが判明した場合、必要な措置を講じる予定**。

【参考】政府全体としての成年年齢引下げへの対応

- 令和4年4月の民法改正の施行を直前に控え、政府一丸となって、若年者の消費者被害等を防止すべく、①教育、②広報・啓発、③関係業界への働き掛けを強化するため、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催（令和4年1月7日）。

若年者の消費者被害等を防止するための主な施策

当省関連施策

これまでの取組（～2021年12月）

施行までの取組（2022年1月～2022年3月）

施行後の取組（2022年4月～）

◆ 教育 —若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得—

- 新学習指導要領の対象となっていない成年年齢引下げ対象者全員（2020・2021年度入学生）が**新学習指導要領に基づく充実した授業**を受けられるよう、関係の指導内容を前倒して指導
- 全国の大学の90%で、**消費者問題に関する指導・啓発**を実施
- **消費者教育教材「社会への扉」**等を活用した授業を、全国の高校の86%で実施（前年度67%）。同教材を活用した**教員用研修動画**の作成・周知。
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2・3年生全員に配布（計350万部）
- **金融リテラシー教育**を延べ25,000人以上に実施

- 高校等において**新学習指導要領**（2022年4月～）に基づき**新しい科目（公共）や内容を充実した家庭科**において消費者被害の防止や救済に関する理解を深める教育などがなされるよう、**学校現場への更なる周知徹底**
- 大学に対して、**新入生ガイダンスなどにおける周知**を含め、特に2022年度新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について改めて依頼し、あわせて**学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成**を図る
- **消費者教育教材「社会への扉」**等を活用した授業を全国の高校で100%実施するよう、自治体への働き掛け、学校への出前講座等を実施
- 学校等の要請に応え、**法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を追加配布
- 新高校学習指導要領（2022年4月～）における金融教育の拡充を踏まえ、**成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材**を作成し、教員による授業や金融庁職員による出張授業で活用
- **成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国の学習塾においても配布**

- **新しい科目（公共）や内容を充実した家庭科の新しい教科書**により、一層教育が充実
- 大学において、特に新たに成年となる学生に対し、**消費者被害の防止に向けた指導等を実施**
- **実践的な消費者教育**が実施されるよう取組を継続。**教員研修の更なる充実の促進**
- **法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」**を全国の高校2年生全員に配布（約130万部）
- **消費者教育フェスタ**を実施し、教員等への授業の実践方法の共有等を通じて消費者教育の推進を図る
- **成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国の学習塾においても配布**

◆ 広報・啓発 —若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」—

- **成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」**を制作し、全国の高校・大学等に周知
- **動画「1分でわかる成年年齢」と解説資料**を全国の高校・大学等に周知
- **消費者ホットライン「188」のバナー広告**を掲出（Google等にバナーを1,000万回以上）
- **イベント「TGC teen 2021 Winter」**において消費者教育に関する啓発ステージを実施（約21万人視聴）
- **ハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」**を全国の高校・大学等に配布（2020年度・2021年度に各1.2万か所）

- **人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーン**を実施
 - ・**テレビCM**：全国39局・2週間放映（東京・大阪で延べ視聴率約800%）
 - ・**Web動画**：YouTube・Instagram等、若年層・親世代向けに約4,000万imp
 - ・**交通広告**：Twitterで募集した新成人の決意を載せた大規模広告を渋谷駅に掲出
 - ・**インフルエンサーによるキャンペーンの拡散**（総フォロワー数100万人以上）
 - ・**週刊少年マガジン**（週刊発行部数約65万部）：4週にわたり、紙面に広告を掲載
 - ・**ポスター**：全国の高校、大学、自治体等に3.1万部を配布
- **成年年齢引下げをテーマとするテレビ番組**を放映予定（日本テレビ）
- **動画「1分でわかる成年年齢引下げ」のインターネット広告**を実施（インターネット広告を活用し、YouTube・Instagram・Twitterで計300万imp）
- **消費者ホットライン「188」**を若者に広く知ってもらうための**参加型SNSキャンペーン**を実施
- **「うんこドリル」のキャラクター**を活用したウェブコンテンツを作成し、過剰借入・ヤミ金利用について注意喚起

- **大規模キャンペーンの認知度、理解度等**を検証
- 検証結果を踏まえ、**リスクへの注意喚起**を重点とした更なる広報を展開
- **ハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」**を全国の高校・大学等に配布（毎年度1.2万か所）
- **関係省庁において「消費者相談ダイヤル」**を用意するなど、若年者からの相談対応を強化
- **クレジットについて、インフルエンサー**を起用したウェブコンテンツを展開

◆ 関係業界への働き掛け —若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ—

- **関係業界への自主的な取組を要請**
 - ・ 貸金業協会において、アンケートを通じて把握した個社の取組の好事例を掲載。また、**特設ウェブサイト**で啓発を実施。
 - ・ **日本クレジット協会のアンケート結果**を踏まえ、若年者への配慮・情報提供や過剰与信防止への取組を要請。若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施（約25万アクセス）。
- **「消費者教育全力」キャンペーン**に基づき、約80の団体に周知広報の取組を働き掛け
- **悪質事犯の未然防止等**に向けた**特定商取引法等の改正**

- **全府省庁から、各所管業界に対し、若年者への適切な配慮を要請し、若年者との契約に当たっての留意事項を通知**
- **若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等（※）と連携した周知・啓発キャンペーン**を実施
 - ※ 貸金業協会、**日本クレジット協会**、全国銀行協会、求人メディア事業者等
 - ※ 貸金業協会において、金融トラブル事例や貸金業協会の特設ウェブサイトを紹介するYouTube広告を実施（約10万アクセス）
 - ※ **日本クレジット協会の若年者向け特設ウェブサイト**で啓発を実施（インターネット広告を活用し、約20万アクセス）
- 貸金業協会における**自主ガイドライン**（収入の状況を示す書類の確認等）の策定等を行う。クレジット事業者に対しては**過剰与信防止の更なる自主的な取組を要請**。過剰借入・与信防止の観点から、当局の**監督・検査**により遵守状況をモニタリング。
- 若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る**事犯の取締り**

マネロン対策（FATFへの対応）

- マネロン・テロ資金供与等のリスクへの対策として、FATFによる第4次対日相互審査が実施され、日本は重点フォローアップ国に位置づけ（令和3年8月）。政府として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定。

詳細は、財務省HPを参照（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20210830_2.pdf）。

- 令和4年秋までに、①**マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインの更新・策定**、②**リスクベースでの検査・監督の強化**が求められた。
- 「犯罪収益移転防止法に基づく措置」、「マネロン・テロ資金供与ガイドライン」に定められた措置の実施体制は包括信用購入あっせん業者の登録要件であり、体制不備が認められる場合には、改善命令の対象となり得る。

行動計画に基づく取組状況（クレジットカード）

○ガイドラインの更新／業界への要請

- 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正、公表（令和3年11月）。
- 同ガイドラインで対応を求めている事項について、令和6年3月末までに対応を完了させ、体制整備を要請。

○リスクベースでの検査・監督

- 令和5年度の「検査基本方針及び検査基本計画」において、割賦販売法に基づく立入検査における重点検証分野として、「FATF：マネロン対策」に関する取り組み状況に対する検査を令和4年度に続き明記。

【参考】金融活動作業部会（FATF）について

- FATFは、1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、**マネロン対策の国際基準**（Financial Action TaskForce = FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立。
- マネロン・テロ資金供与に関する国際的なリスクの高まりや、国際金融システムの健全性に対する新たな脅威を踏まえ、勧告は改訂・拡大されてきた。
- 勧告に基づく金融機関等への全ての要請は、法律又は「強制力のある手段」によって国内制度に取り入れるべき、とされている。
- 前提となる**法整備等が不十分で「監視対象国」とされた場合、国名公表等の措置によって、他国金融当局による監視強化、海外金融機関との取引拒絶・契約解除、顧客の海外送金不能・遅延等により、当該国金融機関の活動に支障を生じるおそれ。**



FATF：金融活動作業部会

AML/CFTの国際基準となる**FATF勧告を策定**。
加盟国間で相互審査を実施。財務面では
OECD規則に準拠しているが、運営は独立。



FATF勧告は、G7を含む世界190以上の国・地域に適用。

【参考】クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの概要

基本的な考え方

- **マネロン・テロ資金供与対策に係る基本的な考え方**
⇒ 時々変化する国際情勢等の変化に対して、機動的かつ実効的な対応を実施するためには、自らのリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる「リスクベース・アプローチ」の手法を用いることが不可欠
- **クレジットカード事業者に求められる取組み**
⇒ 経営陣の関与・理解の下、組織全体として実効的な管理体制の構築は重要であり、また、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠
- **業界団体等の役割** ⇒ 参考情報や対応事例の共有、体制構築に関する支援等
- **本ガイドラインの位置付け** ⇒ 「対応が求められる事項」に係る措置が不十分である場合等には、必要に応じ、法令に基づく行政対応

RBA

• リスクの特定

クレジットカード事業者の規模・特性等を踏まえ、包括的かつ具体的に検証・特定を実施

• リスクの評価

クレジットカード事業者の事業環境・経営戦略等を踏まえ、全社的に特定したリスクの評価を実施

• リスクの低減

クレジットカード事業者が直面するリスクに応じ、実効的に低減措置を実施
例：顧客管理、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出、ITシステムの活用 等

• リスク評価結果の文書化

管理体制

- **マネロン・テロ資金供与対策に係るPDCA** ⇒ マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定、検証、見直し
- **経営陣の関与・理解** ⇒ マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題に位置付け、適切な資源配分
- **経営管理**
 - 第1線**
事業部門が方針や手続等を理解して低減措置を実施
 - 第2線**
管理部門が第1線を継続的にモニタリング、支援
 - 第3線**
マネロン・テロ資金供与対策にかかる必要な監査を実施
- グループベースの管理体制
- **職員の確保・育成等** ⇒ 専門性・適合性等を有する職員の採用、研修による職員の理解の促進

監督

- 経済産業省によるモニタリング
- 官民連携・関係当局との連携等による情報発信やクレジットカード事業者との対話

(参考) クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (抄)

Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ-3 経営管理

クレジットカード事業者においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を構築する必要があり、事業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。

こうした各部門等の役割・責任の明確化の観点からは、一つの方法として、各部門の担う役割等を、事業部門、コンプライアンス部門等の管理部門及び内部監査部門の機能として「三つの防衛線 (three lines of defense)」の概念の下で整理することが考えられる。

以下では、クレジットカード事業者に求められるマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の機能を、三つの防衛線の概念の下で整理した上で「対応が求められる事項」を記載しているが、各クレジットカード事業者において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築することも考えられる。その場合であっても、それぞれの管理体制の下で、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保することが求められる。

営業部門 (第1の防衛線)

顧客と直接対面するため、リスクを最初に防止する役割を担う。全職員が社の方針等を理解して対応する必要。

管理部門 (第2の防衛線)

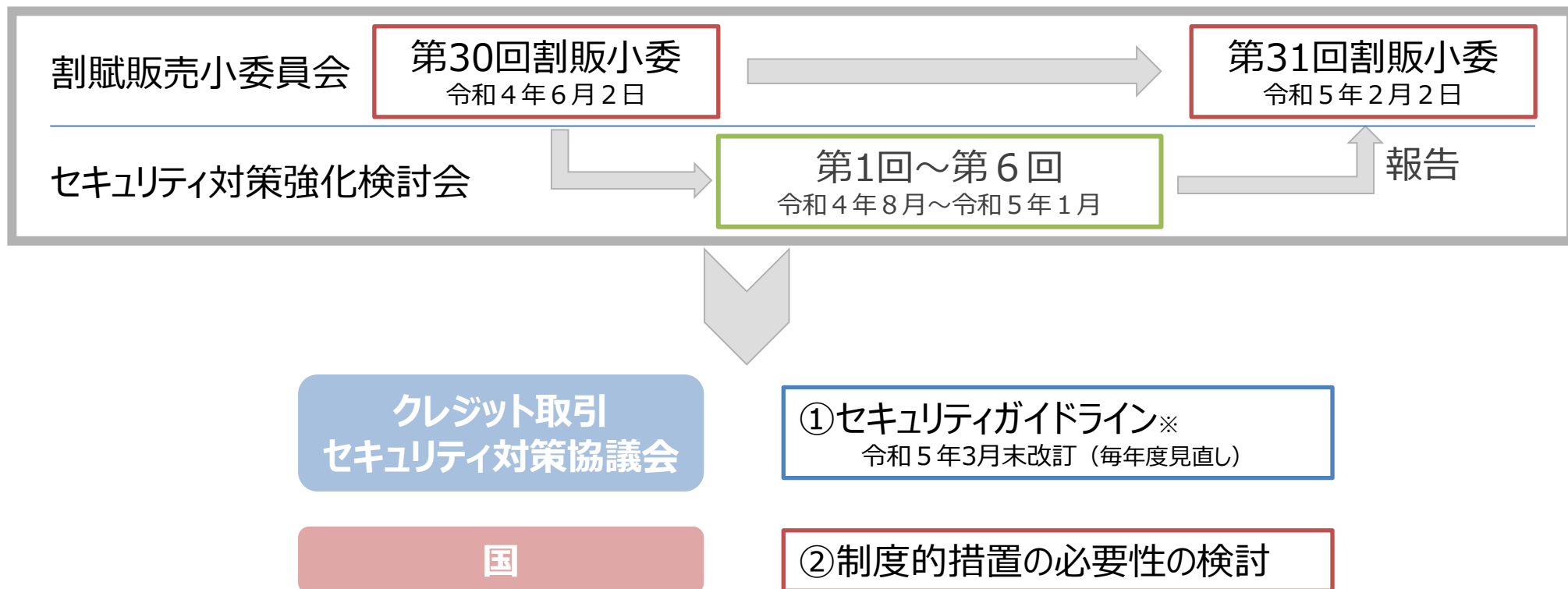
営業部門の自律的なリスク管理に対して、独立した立場から牽制するとともに支援。システムや人事などの部門も含む。

内部監査部門 (第3の防衛線)

営業や管理など関係部門から独立した立場から、全社的な対策の有効性や高度化の必要性を検証。

クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会

- これらの状況に鑑み、産業構造審議会割賦販売小委員会の下、技術的観点も含めて議論するためのセキュリティ対策強化検討会（座長：中川 丈久 神戸大学教授）を開催。
- クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた具体的な取組について、令和4年8月より議論。令和5年1月20日に報告書案をとりまとめ。
- 同年2月2日、産業構造審議会割賦販売小委員会に報告。



※割賦販売法でのセキュリティ規定（漏えい・不正利用対策）における実務上の指針

令和5年3月の改訂のポイント

1. クレジット番号の安全管理（漏えい防止）

不正アクセス

- EC加盟店は、新規の加盟店契約の申込前に自らセキュリティ対策を実施し、契約申込みの際にアクワイアラー又はPSPにセキュリティ対策の実施状況を記載した申告書を提出する。（試行）
- アクワイアラー又はPSPは、申告内容をもとにセキュリティ対策の実施状況を確認。（試行）
※「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書」において、EC加盟店（既存EC加盟店含む）は、ECサイト自体の脆弱性対策（システム上の設定の不備への対策（PW管理等）、脆弱性診断・対策、ウイルス対策等）の基本的なセキュリティ対策を必須とすることを、2024年度末までに本ガイドラインに追記することが求められている。

2. クレジットカード番号の不正利用対策

なりすまし

- 2025年3月末までに、原則、全てのEC加盟店は、EMV3DSを導入する。
- イシューアラーは、本人認証方法として、「動的（ワンタイム）パスワード」等への移行環境を整え、2025年3月末までに、カード会員が「静的（固定）パスワード」以外の認証方法へ移行できるよう取り組む。安定稼働のため、リスクベース認証の精度向上にも取り組む。
- アクワイアラー及びPSPは、2025年3月末までに、EC加盟店がEMV3DSを導入できるようサポートし、「不正顕在化加盟店」に対しては早急にEMV3Dセキュアの導入を働きかける。

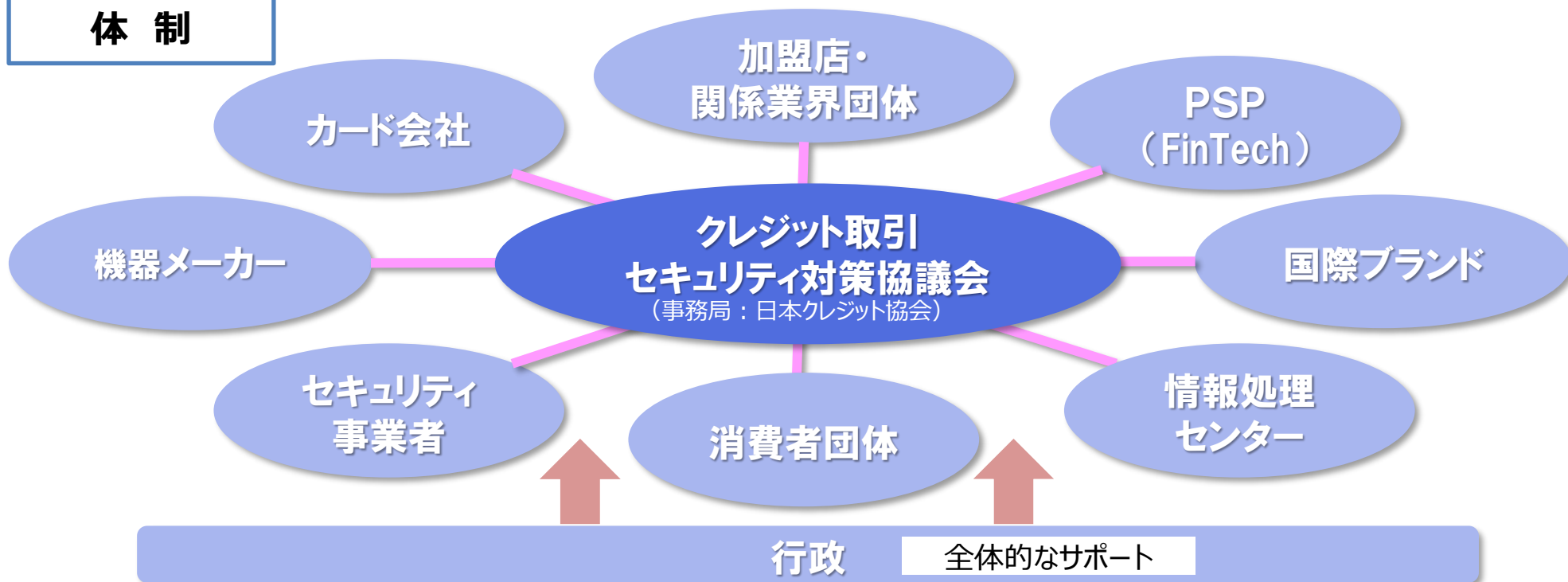
3. クレジットの安全・安心な利用に関する周知・啓発

- イシューアラーは、EMV3DSの本人認証に使用する際のパスワード登録及び静的パスワード以外の認証方法への移行促進についてカード会員への周知啓発を行う。行政も政府広報等で、消費者に対し、情報発信に取り組む。
- イシューアラーは、カード会員のフィッシングによる不正利用被害の防止のために「フィッシングの手口や不審と思われるサイトにはカード情報等の入力を行わない」等の注意事項等の周知、啓発活動に取り組む。

(参考) クレジット取引セキュリティ対策協議会

- 本協議会は、我が国のクレジットカード取引において、「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目的として、クレジットカード取引に関わる幅広い事業者及び行政等が参画して設立された。(2015年3月)
- 本協議会では、「実行計画」(2016年2月～2019年3月)を策定し、セキュリティ対策の推進を図ってきた。
- 実行計画の対応期限経過後の2020年4月からも、関係事業者が実施するセキュリティ対策として「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を策定(1.0版は2020年3月)し、引き続き安全・安心なクレジットカード利用環境の整備に取り組む。

体制



(参考) 協議会 本会議メンバー

【委員】

(カード会社)

イオンクレジットサービス、オリエントコーポレーション、クレディセゾン、
ジェーシービー、ジャックス、トヨタファイナンス、三井住友カード、
三菱UFJニコス、ユーシーカード、楽天カード

(加盟店)

ジャパネットホールディングス、JTB、J.フロントリテイリング、三越伊勢丹ホールディングス、
ヤフー、ユニー、ヨドバシカメラ、楽天グループ

(決済代行業者(PSP)) EC決済協議会

(機器メーカー)

NECプラットフォームズ、オムロンソーシアルソリューションズ

(情報処理センター)

NTTデータ

(セキュリティ事業者)

トレンドマイクロ、Secure・Pro

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会

(学識経験者)

笠井修・中央大学法科大学院教授（本会議議長）、
田中良明・早稲田大学名誉教授

【オブザーバー】

(国際ブランド)

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、ビザ・ワールドワイド・ジャパン、
マスターカード・ジャパン、三井住友トラストクラブ[Diners Club]、
UnionPay International Co.,Ltd[銀聯国際]

(団体事務局)

日本チェーンストア協会、日本通信販売協会、日本百貨店協会

(官庁)

経済産業省

2023年3月14日時点

経済安全保障への対応

- 経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済安全保障推進法が成立（令和4年5月11日）。
- クレジットカード業は基幹インフラとして、指定された事業者は、サービスの安定的な提供の確保のため、重要設備の導入・維持管理等の委託をする際は、国の事前審査が必要となる。

1. 基本方針の策定等（第1章）

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援	官民パートナーシップ（協議会）	調査研究業務の委託（シンクタンク）
・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等 ・相互了解の下で共有される機微情報は構成員に守秘義務	・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求め

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

国民の生存や、国民生活・経済活動に基盤的な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定	事業者の計画認定・支援措置	政府による取組	その他
・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やワusstapelon等の支援	・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置	・所管大臣による事業者への調査

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）	保全審査（第二次審査）	保全指定	外国出願制限
・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮	・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等	・措置

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

審査対象	事前届出・審査	勧告・命令
・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気事業）を示した上で、政令で絞り込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）	・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令

施行期日

- ・①審査対象 公布後1年6月以内 ②審査・勧告・命令 公布後1年9月以内
（対象事業者の指定から6月間は経過措置として適用を開始しない）

個人情報保護法への対応

- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が改正（令和4年4月1日施行）。
- 確認不足等のヒューマンエラーにより、大規模な漏洩へと発展する事案も確認されている。

漏えい等の報告・本人に対する通知の義務化

以下の個人の権利利益を害するおそれ大きい漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行わなければならない。

- ①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
 - ②**財産的被害が発生するおそれがある個人データの漏えい等** ⇒クレジットカード番号の漏えい等が該当
 - ③不正の目的をもって行われた漏えい等(不正アクセスなど)、④1,000人を超える個人データの漏えい等
- ⇒漏えい等発生時の報告対象、報告フロー等の社内ルールの改正、体制整備が必要。特にクレジットカード番号の漏えいに関しては、件数にかかわらず報告・通知の対象となることに留意が必要。

利用停止権の拡充

利用停止・消去等の個人の請求権について、法律に違反して取り扱われた場合に加え、「利用する必要がなくなった場合」「重大な漏えい等が発生した場合」「個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」にも拡充。
⇒個人情報の利用目的、利用期間、利用停止の申し立てがあった場合の対応の明確化が必要。

越境移転に係る情報提供の充実

外国にある第三者への個人データの提供に関し、本人への移転先事業者の個人情報の取扱いに関する情報提供、移転先事業者への安全管理措置の実施等、措置が拡充された。
⇒自社の海外移転の実施の確認、同意取得や海外委託先の安全管理措置の監督の見直し、ルール策定、体制整備が必要。

個人情報漏えい等事案

当省に報告された最近のカード会社による漏洩事案

- DMはがきの表面宛先部に誤ってクレジットカード番号を印字した状態で送付してしまった事案。
- 会員情報記載のリストを添付した社内向けメールを、誤って部外者（外部委託業者の担当者）も宛先にいれ送信した事案
- カード会員向けにキャンペーンのDMはがきを送付しようとして、顧客データの名前と住所をずらして印刷し発送してしまった事案

Ⅲ 令和5年度検査基本方針・検査基本計画

<検査の目的>

割賦販売法及び犯罪収益移転防止法の目的を達成するため、信用購入あっせん業者等における業務の運営、法令等遵守体制の状況等について検証。

<検査実施方針>

1. **検査対象先の選定**（業務特性、消費者苦情の発生状況等から総合的に優先度を判断）
2. **検査の種類**（定期検査、機動検査）、**検査の方式**（事務所等に立ち入り、帳簿等を検査）
3. **現物検査**（必要に応じて事務室等に検査官が直接赴き、原資料等を適宜抽出・収集・閲覧）

4. **検査通告**

- ①定期検査 → 原則として検査開始前に通告
- ②機動検査 → 原則として無通告で検査を実施

5. **講評の実施**（検査終了後、「立入検査事実確認書」の指摘事項等を口頭で伝達）

6. **立入検査結果通知書の交付**（正式な検査の結果である「立入検査結果通知書」を交付）

7. **意見申出制度**

検査における検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の代表者が経済産業省に意見を提出できるものとする。

8. **検査モニター制度**

- ①オンサイト検査モニター：検査実施時に直接意見を聴取
- ②オフサイト検査モニター：書面による意見書の提出を要請

「令和5年度検査基本方針・検査基本計画」 検査基本方針 概要②

＜重点検査分野＞

- ①**基本的体制整備**(包括・個別・締結)：法令遵守等を適切に行うための体制整備等
- ②**過剰与信防止**(包括・個別)：支払可能見込額の算定を適切に実施するための体制整備等
- ③**特定取引に係るクレジット契約時調査**(個別)：販売事業者等の勧誘行為に関する調査を行うための体制整備等
- ④**苦情処理**(包括・個別)：
 - －苦情の判別・調査、再発防止策の策定等を適切に行うための体制整備等
 - －加盟店情報交換制度(JDM)への登録等を適切に実施するための体制整備等
- ⑤**情報の管理**(包括・クレジット番号取扱業者・個別・締結)：購入者等に関する情報の適正な取扱いのための必要な措置
- ⑥**委託先の管理**(包括・個別・クレジット番号取扱業者・締結)：委託先に対する監督を行うための体制整備等
- ⑦**クレジットカード番号等の適切な管理等**(包括・クレジット番号取扱業者・締結事業者)：
 - －クレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の取扱いを委託している委託先に対する必要な指導、監督を実施するための体制整備等
 - －クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生した場合の関係機関への連携、購入者等への通知、不正利用防止策等を実施するための体制整備及び実効性確保
- ⑧**加盟店調査及び措置**(締結事業者)：
 - －クレジットカード等購入あっせんに係る加盟店調査及び措置を講ずるための体制整備等
 - －加盟店調査及び加盟店契約業務の委託に係る体制整備等
- ⑨**成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況**(包括・個別・締結事業者)：
 - 若年社に対する過剰与信防止義務等の遵守をはじめとした与信審査・管理、若年者の苦情への対応、加盟店に対する措置等の実施状況
- ⑩**反社会的勢力による被害の防止**(包括・個別・締結事業者)：反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備等
- ⑪**犯収法等係る事項**(包括)：取引時確認措置及びマネロンガイドラインに基づいた体制整備等

【検査基本計画の基本的考え方】

信用購入あっせん業者等の業務の特性及び消費者苦情の発生状況等を勘案して策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断する。なお、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

【検査基本計画】

- 登録包括信用購入あっせん業者：
（認定包括信用購入あっせん業者） 2.5社程度実施
（認定の状況に応じて実施）
- 登録少額包括信用購入あっせん業者： 登録の状況に応じて実施
- 登録個別信用購入あっせん業者： 2.5社程度実施
- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者： 40社程度実施
- 認定割賦販売協会等： 必要に応じて実施

（注）上記検査基本計画は、事情変更等により、年度途中であっても見直し、変更することがある。

IV 立入検査実績（後払分野）

令和4年度立入検査の実績

令和4年度において、包括信用購入あっせん業者(マネロン検査を含む)31業者、個別信用購入あっせん業者15業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者24業者及びクレジットカード番号等取扱業者3業者に対し、割賦販売法等に基づく立入検査を実施。

当該立入検査の結果、法令違反等があったとして検査結果通知書により指摘した業者数の内訳は、下表のとおり。

	業者数
包括信用購入あっせん業者	31
うち、指摘事項のあった業者数	25
うち、指摘事項のない業者数	6
個別信用購入あっせん業者	15
うち、指摘事項のあった業者数	11
うち、指摘事項のない業者数	4
クレジットカード番号等取扱締結業者	24
うち、指摘事項のあった業者数	14
うち、指摘事項のない業者数	10
クレジットカード番号等取扱業者	3
うち、指摘事項のあった業者数	2
うち、指摘事項のない業者数	1
計	74

包括信用購入あっせん業者に対する指摘事項の内訳

包括信用購入あっせん業者に対する指摘事項の内訳をみると、「犯収法等に係る事項」が32.2%と最も多く、次いで「内部管理体制の整備」が20.5%となっている。

	指摘事項	件数	構成比 (%)
(1) 基本事項等	① 財務要件等	3	2.2
	② 内部管理体制の整備	33	24.4
	上記②のうち 反社対応	(15)	(11.1)
(2) 過剰与信防止	① 支払可能見込額調査の実施状況等	4	3.0
	② 支払可能見込額調査に係る記録の作成等	0	0.0
(3) 公正かつ適切な取引の確保	① 取引条件の表示及び書面の交付	2	1.5
	② 苦情処理	11	8.1
(4) 適切な情報管理	① 情報の管理	10	7.4
	② 特定信用情報の提供等	2	1.5
	③ クレジットカード番号等の適切な管理	7	5.2
(5) その他	① 委託先の管理	31	23.0
	② 債権管理	0	0.0
	③ 犯収法等に係る事項	37	27.0
	上記③のうち マネロンに係る体制整備	(32)	(23.7)
	計	135	100.0

個別信用購入あっせん業者に対する指摘事項の内訳

個別信用購入あっせん業者に対する指摘事項の内訳をみると、「内部管理体制の整備」が54.0%と最も多く、次いで「委託先の管理」が16.0%であった。

	指摘事項	件数	構成比(%)
(1) 基本事項等	① 財務要件等	0	0.0
	② 内部管理体制の整備	27	54.0
	上記②のうち 反社対応	(11)	(22.0)
(2) 過剰与信防止	① 支払可能見込額調査の実施状況等	1	2.0
	② 支払可能見込額調査に係る記録の作成等	0	0.0
	③ 特定取引に係るクレジット契約時調査	0	0.0
(3) 公正かつ適切な取引の確保	① 特定取引に係る書面の交付等	0	0.0
	② 加盟店管理	4	8.0
	③ 苦情処理	3	6.0
(4) 適切な情報管理	① 情報の管理	5	10.0
	② 特定信用情報の提供等	2	4.0
(5) その他	① 委託先の管理	8	16.0
	② 債権管理	0	0.0
計		50	100.0

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する指摘事項の内訳

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する指摘事項の内訳をみると、「内部管理体制の整備」が47.7%と最も多く、次いで「委託先の管理」が22.7%となっている。

	指摘事項	件数	構成比 (%)
(1) 基本事項等	① 変更の届出	0	0.0
	② 内部管理体制の整備	21	47.7
	上記②のうち 反社対応	(9)	(21.5)
(2) 加盟店調査及び措置	① 加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備	4	9.1
	② 加盟店調査及び措置	4	9.1
(3) 委託先の管理	① 委託先の管理	10	22.7
(4) クレジットカード番号等の適切な管理	① クレジットカード番号等の取扱い	1	2.3
	② クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況	2	4.5
	③ 購入者等情報の取扱い	2	4.5
	計	44	100.0

クレジットカード番号等取扱業者に対する指摘事項

クレジットカード番号等取扱業者に対する指摘事項の内訳をみると、「クレカ番号等適切な管理の体制整備」及び「クレカ番号等適切な管理の実施状況」において1件ずつの2件であった。

	指摘事項	件数	構成比 (%)
クレジットカード番号等の適切な管理	① クレジットカード番号等の適切な管理の体制整備	1	50.0
	② クレジットカード番号等の適切な管理の実施状況	1	50.0
	計	2	100.0

主な指摘事項

【基本的体制整備】

(内部監査機能の不備、法令改正対応等、社内規則等の見直し漏れ)

- 社内規則において、内部管理部門が定期的なモニタリングや社内規則等の定期的な見直しなど法令遵守の監督を行うとともに、内部監査部門が法令遵守の監査を行う旨を定めているが、人員不足や社内の縦割り構造等の課題により、これらを十分に実施できていないものがあつた。
- 内部監査が形式的であり、社内規則や業務フローの内容が法令上の義務に反したものとなっていたにもかかわらず、経営陣には「問題なし」と報告され、改善が図られていなかった。
- 基本方針において、社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしているところ、見直しを適切に行っていないがあつた。

【反社会的勢力による被害の防止】

- 基本方針において、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施し、委託先等が反社会的勢力に該当しないか、定期的又は必要に応じて確認することとしているところ、これを行っていないがあつた。
- 基本方針において、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底することとしているところ、委託契約書にこれを定めていないものがあつた。

※ 反社会的勢力の確認について、網羅的に確認することが重要。特に「委託先」が漏れないように注意。

【苦情処理】

- 基本方針において、苦情の内容及び重要性に即して類型化する基準を社内規則等に定めていることと規定しているところ、これを定めていないがあつた。
- 利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく当該苦情の内容が自社又は加盟店による購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかの判別を行うべきところ、これを行っていないがあつた。

【情報の管理】

- 基本方針において、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び信用分野ガイドラインに基づく情報の取扱基準を定めることとしているところ、令和4年改正個人情報保護法を踏まえた社内規則等※の見直しを行っていないがあつた。

【クレジットカード番号等の適切な管理】

- 基本方針において、クレジットカード番号等の取扱いを委託する委託先との契約に、当該委託先が実施するべきクレジットカード番号等の管理措置の内容、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合の事故の状況把握及び自社への報告、事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施すること、これらの措置を適切に実施できないと認められた場合には契約内容を変更することや契約を解除することを定めていることと規定しているところ、委託先との契約にこれらの事項を定めていなかった。

【委託先の管理】

(委託契約書等の不備)

- 基本方針において、委託先との契約等において、委託先が法令違反を行った場合、委託元である信用購入あっせん業者に報告することを定めていることと規定しているところ、委託契約書にこれを定めていなかった。
 - 基本方針において、委託先との契約等において、委託先が受託業務を適切に遂行できないと認められた場合には、契約を解除することや契約内容を変更すること等を定めていることと規定しているところ、委託契約書にこれを定めていないものがあつた。
- ※ 特に契約先がグループ会社（親会社含む）であるなどの理由により、委託先の管理不備が多数存在。
契約相手先の規模や属性を問わず、委託元として管理が必要となることに注意。

(社内規則等の不備)

- 基本方針において、利用者等の利益の保護のため、委託先が法令違反行為を行う等の行為が認められた場合、速やかに委託契約を解除する等の措置を明確に定めていることを規定しているところ、これを社内規則等に定めていなかった。

【マネロン・テロ資金供与対策※に係る体制整備】（※マネロン対策は令和6年3月末までに完了する必要あり）

- マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインにおいて、リスク評価の全社の方針や具体的方針・手続・計画等を確立することが求められているところ、これを定めていなかった。
 - マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインにおいて、自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な提言措置を判断・実施することが求められているところ、これを行っていなかった。
 - マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインにおいて、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があることが求められているところ、これを行っていなかった。
- ※ リスク評価は事業者の規模を問わず、原則すべての事業者が行う必要があり。
自社のマネロンリスクを検証し、根拠を示すこと。また、社内規則等が未整備の場合は早急に作成し、体制を整備すること。